

受講料の繰越しについて

本講習会は全ての臨床検査技師に修了していただくことを目的としておりますため、講習会の前日までに受講をキャンセルされた場合には入金済の受講料を次回の講習会に繰越してお使い頂けます。

やむを得ず、申込み済の講習会をキャンセルされる場合は、速やかにキャンセルのお手続きを行ってくださいますよう、お願いいたします。なお、当日欠席された場合は、「当日欠席理由書」を提出いただき、受理されませんと、繰越して頂けませんので、ご了承願います。

・ホームページでお知らせしておりますとおり、**受講料の繰越し可能期間は入金日から1年間**です。

・受講料の繰越し手続きには、**入金した講習会のときに使用した「送金番号」**を入力する必要があります。

・**受講キャンセルの手続きは御本人に行って頂いております。**
日臨技会員の方は会員専用ページから、
非会員の方は非会員向け受講案内サイトからお手続きいただけます。

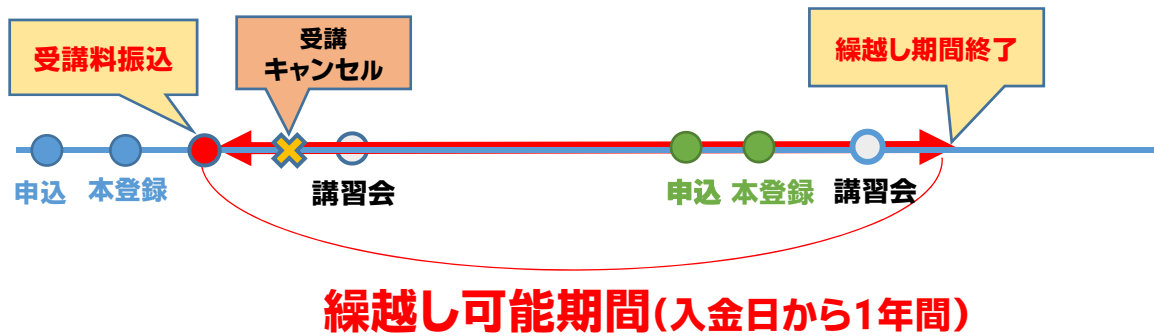
受講料の繰越しについて いくつかのモデルケースを次ページから載せておりますので、ご参照ください。(ケース①～④)

このケースにない場合や、「送金番号」が不明などの場合は、日臨技事務局担当へご相談ください。

Tel: 03-5767-5541 (厚生労働省指定講習会担当 直通)

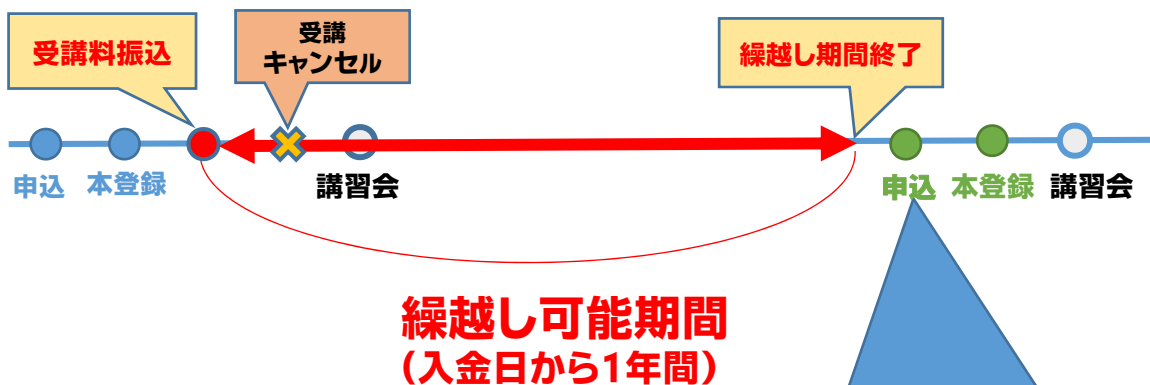
【ケース①】 (事前キャンセル・期間内に再申込み)

講習会の前日までに受講キャンセル手続き済みで、
繰越し可能期間内に再度受講の申込みを行い受講した。
⇒繰越し出来る



【ケース②】 (事前キャンセル・期間後に再申込み)

講習会の前日までに受講キャンセル手続き済みで、
繰越し可能期間終了後に、再度受講の申込みを行い受講した。
⇒繰越し出来ない (再度、受講料の入金が必要)

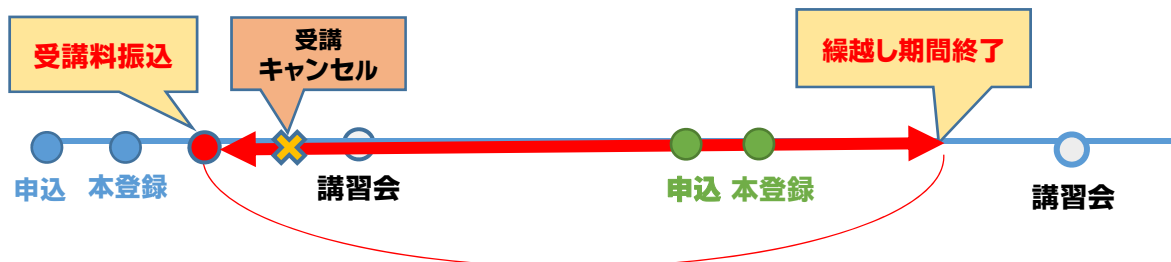


繰越しの対象にならないため
改めて受講料の振込が必要となる

【ケース③】 (事前キャンセル・期間内に再申込み・受講は繰越し期間終了後に開催される講習会)

講習会の前日までに受講キャンセル手続き済みで、繰越し可能期間内に、繰越し期間終了後に開催される講習会に再度受講の申し込みを行い、受講した。

⇒繰越しできる

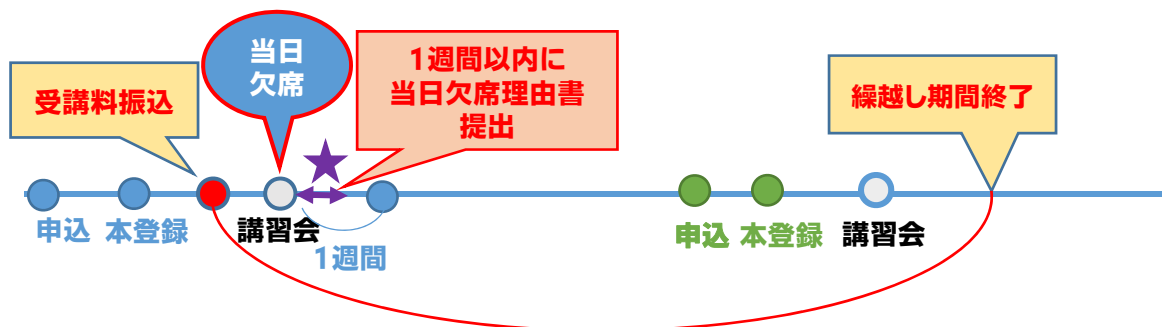


繰越し可能期間(入金日から1年間)

【ケース④】 (欠席・理由書の提出・期間内に再申込み)

事前にキャンセルの手続きをしないまま、当日欠席したが「当日欠席理由書」を講習会終了後、1週間以内に事務局に提出し、受理承認後に、再度受講の申し込みを行い、繰越し可能期間内に受講した。

⇒繰越しできる



繰越し可能期間(入金日から1年間)

★当日欠席の場合は、新たな講習会の申込が出来ない。(システム上、「エラー」表示となる)「当日欠席理由書」を提出し、受理承認されると再度の申込みが可能となる。